## 令和7年度 東広島市立三ツ城小学校 いじめ防止基本方針

## ―すべての児童が生き生きと安心安全に学校生活が送れるように―

## 1 策定の主旨

学校教育において、今、「いじめ問題」が生徒指導上の喫緊の課題となっている。本校においても、「自分さえよければ」といった自己中心的な考えの児童がおり、相手の思いを汲みとれず、トラブルに発展する場合が多い。また、全国的に SNS 等による誹謗中傷などの陰湿ないじめが発生し、いじめはますます複雑化、潜在化している。

こうした中、すべての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本姿勢について十分に理解し、学校のリーダーシップのもと組織的にいじめ問題に取り組むことが求められている。このため、本校では、いじめ早期発見の手立てやいじめが起きた場合の対応の在り方等のポイントを具体的に示すとともに、いじめの未然防止、早期発見、早期対応についての基本的な認識や考え方を加え、いじめ問題を学校全体として正しく理解するため、「いじめ防止基本方針」を策定した。

## 2 いじめの定義

<いじめとは>

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該 児童等と一定の人的関係にある児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(イ ンターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等 が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめ防止対策推進法第2条による(H25. 6)】

#### 3 いじめ防止に対する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、いじめ問題にはどのような特質があるかを十分 に認識し、日々未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが認知された場合は早 期対応し、的確に取り組む。

いじめには様々な特質があるが、以下の①~⑥は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ②いじめは、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴力、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

#### (1) 未然防止

「いじめが起こらない学級・学校」を目指し、未然防止に取り組む。そのためには、「いじめは、どの学校にも学級にも起こり得る」という認識をすべての教職員がもち、好ましい人間関係を築き、豊かな心を育てる、「いじめを生まない土壌づくり」に取り組む。

## ① 実態把握

- ・児童の些細な言動から、個々の置かれた状況や精神状態を推し量ることができる 感性を高める。
- ・児童及び保護者への意識調査を、教職員間や学校間で適切に引き継ぐ。
- ② 互いに認め合い、支え合い、助け合う仲間づくり
- ・教職員の協力協働体制の確立
- ・自尊感情を高める、学習活動や学級活動、学年・学校行事
- ・児童の主体的な活動(児童会・生活委員会等の取組)の支援

## 【自信をもたせる言葉】

- 「そうか、それはいいところに気が付いたね。」
- ●「あの時の態度、立派だったよ。大きく見えたよ。」
- ●「あの行動は、とても勇気のいることだったでしょう。感心したよ。」
- ●「あなたの応対は、とても気持ちが明るくなるね。」
- ●「あなたの○○に取り組む姿勢はすばらしい。」
- ●「そう,○○ができたの。すごい。うれしいわ。」

## 【心に残る言葉】

- ●大切なあなただからこそ、こうやって話をするんだ。
- ●あなたにはあなたのよさや可能性がある、大事にしなきゃ。
- ●約束だよ、信じているから。 ●幸せになってほしいからだよ。
- ●あなたが必要なんだ。

#### 【使わせたい言葉】

- ●おはよう●どうぞ●一緒に遊ぼう●ありがとう●ごめんね
- ●いいよ●大丈夫●がんばって●うれしい●すごいね
- ③ 道徳科等を通じて、心をはぐくむ指導の充実
- ④ 保護者や地域の方への働きかけ

## (2) 早期発見

いじめは、早期に発見することで早期の解決につながる。早期発見のために日頃から教職員と児童との信頼関係の構築に努める。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識し、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない能力を向上させることが求められている。また、児童に関わる全ての教職員の間で情報を共有し、保護者と連携して情報を収集する。

#### 【早期発見のための手だて】

- ・日々の観察(校内巡視)
- ・教育相談体制の構築(担任・学年・生徒指導主事等)
- いじめアンケートの実施(6月,11月,2月)
- ・外部連携 (スクールカウンセラー等)

## (3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をすることが大切である。いじめられている児童を守ることを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。また、いじめの再発を防止するため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

#### 4 実施体制

校務運営規程第19条に次のように定める。

## (いじめ防止委員会)

- 第19条 いじめを早期に発見し、いじめ防止に向けた取組を推進していくためいじめ防止を員会を置く。
- 2 いじめ防止委員会は、校長、教頭、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、外部講師(スクールカウンセラー等)、その他校長が認める職員をもって構成する。

#### 5 具体的な取組

いじめ防止に係る全体計画・いじめ防止のための年間計画による。(別紙参照)

## 6 重大事態への対応について

- 1 複数の教職員で現場に急行し、事態を収拾するとともに校長に報告する。
- 2 当該児童から迅速に事情を聴き,事実関係を正確に把握する。(当該児童が複数の場合は別々に事情を聴く。)
- 3 重大な事件・事故は、速やかに警察等に連絡する。救急措置が必要な場合は、救急車を呼ぶ。
- 4 重大な問題行動に対しては、プロジェクトチームをつくり、生徒指導主事等が中心となり、 組織的に対応する。
- 5 職員会議において、校長が事件の状況を説明し、対応方針、教職員の役割分担、今後の日程 等について指示する。
- 6 全校児童への指導においては、混乱を起こさないこと、プライバシーを守ることを基本に行う。被害児童及び保護者の了解を取っておくことが必要である。
- 7 二度と事件を起こさないための未然防止の在り方について検討する。
- 8 積極的生徒指導の推進
  - ・道徳科等を通じて、心をはぐくむ指導の充実
  - ・日常の状況把握
  - ・事後の児童の様子に目を配るとともに、いじめを許さない学校づくりのための職員研修を 継続する。

# 問題行動・いじめ発生時の対応マニュアル

スピードが大切!しかし、拙速な対応は事態を悪化させるので留意する。

